

# 公園愛護会説明資料

環境創造局環境活動事業課

## 1 公園愛護会とは

公園愛護会の制度は、昭和36年に横浜市が全国に先駆けて創設した制度です。

公園愛護会の活動内容としては清掃、除草の日常の活動のほか、施設の破損などが発見された際の事務所への連絡、利用者へのマナー指導などをお願いしています。

また、イベントの開催や雑木林の管理・活用など、活発な活動を行っている団体もあり、こうした活動は、地域のまちづくりに大きく貢献しています。

横浜市からは、公園愛護会に対して、謝金（活動の基礎的な額）の支払い、活動に必要な資機材の提供と貸出、技術ノウハウの提供、活動のコーディネートを行っています。

## 2 公園愛護会数

平成17年3月31日現在、横浜市内2483公園のうち、2224公園愛護会が結成されています。結成率は87.5%で、特に街区公園ではその結成率は9割を超えています。

公園数	愛護会数	愛護会結成公園数	結成率
2483	2224	2173	87.5

## 3 公園愛護会の構成

愛護会は、通常公園ができた際、地域に愛護会の結成をお願いしています。一般的には自治会町内会のほか、老人会、子供会、マンションの管理組合が愛護会の結成母体となっていますが地域のボランティア団体が愛護会を結成している例もあります。

## 4 公園愛護会の抱える課題について

公園愛護会の活動における課題としては、大きく分けると2つに分類されます。ひとつは愛護会自体が抱える課題、もう一つは愛護会と地域住民との関係性です。

愛護会自体が抱える問題としては、「愛護会の会員の高齢化、少数化」により、「通常の活動が困難になる」、「新しい人材が入ってこない」、「新しい活動の展開ができない」など問題が派生しています。

愛護会と地域住民との関係性では、「愛護会活動が地域住民に知られていない」ため、「愛護会の活動が行政からお金をもらって請け負っている仕事」と誤解されることが見受けられます。

## 5 (街区公園を中心とした)公園管理のあり方について

身近な公園の管理はできるだけ地域で行っていただくことがよりよい公園管理に結びつくと考えています。

具体的には、行政は公園の整備や改修、高木の剪定など危険をとまなう作業を担い、除草や草刈、清掃、利用者のマナー指導など、比較的軽易な作業や公園の機能や魅力を高める活動を地域で担うという役割分担を行っていく必要があると考えています。地域で中心的にその役割を担うのが、公園愛護会です。

また、公園や地域ごとそれぞれの特性に応じて求めが違ふ公園の管理水準に対し、公園愛護会に対する支援や規制緩和を進めることで活動を活性化し、愛護会（地域）が公園を主体的に支えていくことで、きめ細かい公園の維持管理の実現につなげていきます。

# 公園愛護会の結成について

- 1 昭和36年に、全国に先駆けて創設された、歴史のある制度です。
- 2 主に、自治会町内会の方で構成されています。市民活動団体の方、学校、企業などが、組織している場合もあります。



- 3 愛護会の結成は、個人ではなく、組織で行っていただきます。
- 4 清掃・除草・かん水・マナー指導などの基礎的な活動をお願いするのに加え、公園の利活用の推進なども愛護会の活動の一つです。
- 5 結成や発展的な活動では、公園の周辺地域の方に対して、活動の理解を得ることが必要です。

- 6 愛護会の活動に対しては、活動の基礎的経費として、2万～4万円の愛護会費をお支払いします。  
また、基礎的な活動に必要な支援物品の貸出、提供も合せて行います。
- 7 四半期ごとに活動報告書（うち1回は、合せて収支報告）をお出しいただきます。



- 8 愛護会の結成により、横浜市が活動について支援するほか、イベント等の実施にあたって、許可基準が緩和されます。

